

みやこ

# 京・くらしの安心安全情報 第138号

京都市消費生活総合センター  
(令和6年12月)

## ～ 目 次 ～

- 事故を防止し、年末年始を安全に過ごしましょう(1面)
- 返金詐欺に御注意ください!(2面)
- 1月のイベントお知らせ(3面)
- リチウム電池の事故・捨て方に御注意ください!(4面)

## 事故を防止し、年末年始を安全に過ごしましょう!

年末年始には、この時期に特有の事故が発生することがあります。年末年始に多発する事故を防止するために、以下の点に注意して、年末年始を安全にお過ごしください。

### ❗ 餅による窒息事故を防ぎましょう!



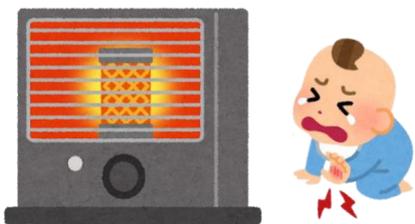
- ★食べやすい大きさにし、口の中でよく噛んでから飲み込んでください。
- ★高齢者や乳幼児が餅を食べる際は周りの方も見守りを。

### ❗ 掃除中の転落・誤飲等の事故を防ぎましょう!



- ★脚立等は安定した場所に設置し、正しく御使用ください。
- ★洗剤などの取扱説明等を確認しましょう。
- ★子どもの手の届くところに誤飲すると危険なものを置かないようお気をつけください。

### ❗ 帰省先等の子どものやけど事故を防ぎましょう!



- ★帰省先等で使用しているストーブ等の危険性をよく認識し、子どもが近づいたり、触ったりしないように御注意ください。
- ★柵等で子どもがストーブ等を直接触らない工夫をお願いします。

### ❗ 事故防止のために大掃除や帰省を機に家庭内を点検してください!



- ★リコール対象製品がないか御確認ください。
- ★経年劣化による不具合や電池切れなどがないか御確認ください。
- ★転倒しやすい家具等がないか確認し、転倒防止対策を行いましょう。



## 返金詐欺に御注意ください！

〇〇ペイ等のコード決済サービスを悪用して金銭を騙し取る手口に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられていますので、御紹介します。

### 相談事例

#### 〇洋服代金の返金を受けるために相手の指示に従ったところ約 10 万円を送金していた

インターネット検索で見つけたサイトで洋服を注文した。支払いはプリペイド型電子マネー（以下、電子マネーという）のみであった。約 7,000 円の電子マネーを購入し、電子マネーの情報を相手に伝えることで支払った。

後日、事業者から「在庫がないので返金処理をする」と連絡があり、返金手続のために事業者の LINE アカウントを友だち登録した。事業者に〇〇ペイで返金すると言われ、LINE 指示に従った。送られた QR コードを読み取り、事業者に「返金コードを送るので、その数字『99980』を入力すると支払った代金分が返金される」と言われ、指示されたとおり『99980』と入力した。

しかし事業者から返金はされず、逆に自分から事業者に 9 万 9,980 円を送金してしまったことに気がついた。

### アドバイス

#### ★「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください！

★通販サイトを利用する際は、販売業者の所在地や連絡先、販売責任者名など販売業者の情報をしっかり確認してください。

※以下のようなサイトは、詐欺サイトである恐れがありますので、事前にチェックを！

- サイト内の日本語が正しく表記されていない。
- 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている。
- ブランド、メーカー品で価格が通常より安い。
- 支払方法が銀行振込みや電子マネーに限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名である。
- キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない。
- サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。



クーリング・オフマン

お困りの際は一人で悩まず、早めに消費生活総合センターへ御相談ください！

相談専門の電話番号は

**「075-366-1319」**

※ 12月28日～1月5日は閉庁期間につき、相談業務を休業します。  
新年は1月6日から再開します。

# 1月のイベントお知らせ



## 「消費者カパワーアップセミナー2024（第2期）」

### ～消費者力の向上を目指して～

#### ①「初心者のためのスマホ・ケータイ安全教室」

わかりやすく初歩的な使い方をお教えし、スマートフォンで「不当請求」の体験と不当請求等の対策を学びます。

**日時** 令和7年1月31日（金）

10:00～12:00

**講師** KDDI株式会社認定講師

**定員** 会場 20名

**会場** コープ御所南ビル 4階 会議室

（地下鉄丸太町駅6番出口から徒歩約2分）

**申込期間** 令和7年1月6日（月）～1月29日（水）

**申込方法** 氏名、電話番号及び参加希望の回を記載し、ホームページ、メール又はFAX。

**申込先** ①・②共通

NPO法人コンシューマーズ京都

H P: <https://consumers-kyoto.net/>

FAX: 075-251-1003

メール: [info@consumers-kyoto.net](mailto:info@consumers-kyoto.net)

件名は「パワーアップセミナー申込」とし、上記と同様の事項を記載してください。



↑ 詳細・申込はこちら

#### ②「投資経験の少ない消費者がいまからできる投資の基礎知識」

投資経験の少ない消費者が将来に備えて、いまからできる投資の基礎知識を学びます。

**日時** 令和7年1月31日（金）

14:00～15:30

**講師** 渡邊 孝子さん

（ファイナンシャル・プランナー CFP®認定者・1級FP技能士・J-FLEC認定アドバイザー（金融経済教育推進機構））

**定員** 会場 20名

Zoom 100名（いずれも先着順）

**会場** コープ御所南ビル 4階 会議室

（地下鉄丸太町駅6番出口から徒歩約2分）

**申込期間** 令和7年1月6日（月）～1月29日（水）

**申込方法** 【会場参加】

氏名、電話番号及び参加希望の回を記載し、ホームページ、メール又はFAX。

【Zoom】

氏名、電話番号、メールアドレス、受講希望の回を記載し、ホームページ、メール又はFAX。

## 各種専門家による「不動産無料相談会」

弁護士や税理士などの専門家が、不動産問題全般についてお答えします！

**日時** 令和7年1月28日（火）13:00～16:30

※受付時間は13:00～16:00

**相談員** 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、税理士、宅地建物取引士、一級建築士

**定員** 15組

**相談時間** 約30分（案件ごとに異なる）

**会場** 中京区総合庁舎 4階 第一研修室（地下鉄二条城前駅1番出口徒歩3分）

**申込期間** 令和7年1月7日（火）～1月21日（火）

**申込方法** 氏名、電話番号及び相談内容を記載し、ホームページ又はFAX



↑ 詳細・申込はこちら

会場  
←



みんな、参加するぞ

お～!!

# リチウムイオン電池の事故・捨て方に御注意ください！

スマートフォンやモバイルバッテリーなど、生活に欠かせない、さまざまな機器に使われているリチウムイオン電池について、事故が報告されています。

使用時だけでなく、捨てる際にも事故が起きる可能性がありますので、お気をつけください。

## ★充電端子に異常を感じたら使用を中止する

充電端子に発熱、充電できないなどの異常がみられた場合は、直ちに使用を中止してください。

## ★リチウムイオン電池に膨張がみられたら使用を中止しましょう

充電器の定格出力を超える機器を接続すると、充電器が高温になることがあります。適切な充電器を使用しましょう。

## ★熱がこもる環境に置かないようにしましょう

リチウムイオン電池を搭載した機器は、使用中や充電中に発熱します。ポケットなどの熱がこもる環境ではさらに高温になり、場合によっては低温やけどを負う可能性があります。

## ★製造販売元や型式・仕様が不明確な商品の購入は避けましょう

製造販売元や型式・仕様が明示された商品を購入しましょう。充電器やモバイルバッテリーについては、PSEマーク（)が表示されていることも確認しましょう。

## リチウムイオン電池等の捨て方について

京都市のごみ量は、市民・事業者の皆様にごみの減量・分別に御協力いただいた結果、ピーク時から23年連続で減少しています。

しかし、最近ではリチウムイオン電池等の充電式電池が不適切に排出されることによって、火災が発生する等、大きな問題が発生しております。市民の皆様一人一人が分別を徹底していただくことが重要となりますので、御協力をお願いします。

### リチウムイオン電池などの 充電式電池や充電式の電化製品



絶対に燃やすごみ・資源ごみとして排出しないでください！  
火災につながります！

#### ＜充電式の電化製品＞

【製品の3辺が30cm×40cm×40cm以内の場合】

- ・「資源物回収拠点（回収ボックス）」へ持ち込む
- ・「移動式拠点回収」へ持ち込む

【それより大きい場合】

- ・大型ごみとして排出する

#### ＜充電式電池＞

- ・「資源物回収拠点（回収ボックス）」へ持ち込む
- ・「移動式拠点回収」へ持ち込む
- ・「(一社)JBRCの回収協力店舗」へ持ち込む

詳しいさらに情報は  
京都市ホームページへ



<https://www.city.kyoto.lg.jp/kanryo/page/000280205.html>

### 京都市消費生活総合センター

075-366-1319（消費生活相談専用）

075-366-1316（多重債務相談専用）

075-366-2250（各種相談会の問合せ）

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> X(旧ツイッター)アカウント @kyoto\_soudan

#### 相談受付時間

月～金（祝・休日を除く）

午前9時～午後5時

12/28～1/5はお休みです



\*土日祝休日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、

消費者ホットライン 188（局番なし） 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

※ 独立行政法人国民生活センターの相談窓口につながります。



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市文化市民局

くらし安全推進部消費生活総合センター

令和6年12月発行 京都市印刷物 第064780号